計量法第百三十五条第二項の規定に基づく特定標準器による校正等を行う者等の告示

特定標準器による校正等を行う者	特定標準器による校正等に用いる特定標準器又は特定標準物質	特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質
国立研究開発法人産業技術総合研究所	温度定点群実現装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	赤外放射温度計であって、特定標準器による校正等が行われる範囲（以下「校正範囲」という。）がマイナス三〇度以上百六十度以下のもの
日本電気計器検定所	単色放射温度計であって、日本電気計器検定所が保管するもの	単色放射温度計であって、校正範囲が二千度を超え二千八百度以下のもの
国立研究開発法人産業技術総合研究所	気体流量校正設備であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	気体流量校正装置であって、校正範囲が百八十グラム毎分を超え四百グラム毎分以下のもの
	標準終端器群であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	減衰器、エアライン、ミスマッチ又は終端器のうち、これらの線路がN型同軸構造を有するもの及び同軸構造を有し、かつ、その外部導体の内径が三・五ミリメートルのものであって、九キロヘルツ以上一〇・〇四ギガヘルツ未満の周波数の高周波信号を当該線路に通じた場合において、入射波の強度に対する反射波の強度の比を示す数値が一以下であるもの
	標準エアライン群であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	減衰器、エアライン、ミスマッチ又は終端器のうち、これらの線路が同軸構造を有し、かつ、その外部導体の内径が三・〇ミリメートルのものであって、一ギガヘルツ以上一〇・〇四ギガヘルツ未満の周波数の高周波信号を当該線路に通じた場合において、入射波の強度に対する反射波の強度の比を示す数値が一以下であるもの
高周波減衰量測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの		減衰器のうち、線路が同軸構造を有するものであって、十メガヘルツ以上十ギガヘルツ以下の周波数の高周波信号を当該線路に通じた場合において、校正範囲が六十デシベル以下のもの

可変移相器のうち、線路が同軸構造を有するものであって、十メガヘルツ以上一ギガヘルツ以下の周波数の高周波信号を当該線路に通じた場合において、減衰量が六十デシベル以下のもの		
ループアンテナであって、電磁波の周波数が九キロヘルツ以上三十メガヘルツ以下のもの、バイコニカルアンテナであって、電磁波の周波数が三十メガヘルツ以上三百メガヘルツ以下のもの、ログペリオディックアンテナであって、電磁波の周波数が三百メガヘルツ以上一ギガヘルツ以下のもの及びボウタイアンテナとログペリオディックアンテナの複合アンテナであって、電磁波の周波数が三十メガヘルツ以上一ギガヘルツ以下のもの	標準アンテナ群であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	
レーザービーム用熱型光パワー測定装置であって、波長が四百五ナノメートル帯の場合において校正範囲が五十マイクロワット以上十ミリワット以下のもの	カロリーメータ方式レーザーパワー測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	
熱中性子測定器であって、中性子フルエンス率の校正範囲が、毎平方センチメートル毎秒以上一万毎平方センチメートル毎秒以下のもの	熱中性子フルエンス絶対測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	
中性子放出率測定器であって、中性子線源がアメリシウム二百四十一―ベリリウム又はカリホルニウム二百五十二の場合において、校正範囲が千毎秒以上一千万毎秒以下のもの	中性子放出率基準測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	
カーマ率校正用の井戸型電離箱式線量計であって、線源の核種がよう素百二十五の場合において、校正範囲が空気カーマ率について一〇・三マイクログレイ毎時以上十五マイクログレイ毎時以下のもの	密封小線源カーマ率設定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	
吸収線量を計量する計量器を校正するために用いられる水吸収線量用電離箱式線量計であって一グレイ以上二百グレイ以下の一定の水吸収線量（公称加速電圧が六メガボルト、十メガボルト及び十五メガボルトで加速された電子により生じた光子線の水吸収線量をいう）を計量するもの	グラファイト壁空洞電離箱式照射線量設定装置及びグラファイトカロリメータであって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	